

関西エリア活動拠点証明書

作成日 年 月 日

転送電話を契約するにあたり^{*}関西エリアに活動拠点がある事を証明いたします。

※大阪市外局番（06エリア）

大阪市、吹田市、豊中市、東大阪市、守口市、門真市、摂津市、池田市（空港）、八尾市（一部）、尼崎市（一部）。

契約者	会社名		
	代表者氏名		印
	住所		
	連絡先電話番号		

活動拠点	氏名		印
	拠点住所	神奈川県横浜市	
	連絡先電話番号		

※活動拠点住所へ、活動拠点確認事項として書留を発送いたします。受領の確認が出来次第サービスを開始いたします。

※連絡先の電話番号は常に連絡がとれる番号をご記入ください。

※個人契約の方は社名は未記入で構いません。

※記載内容が事実と相違することが判明した場合は、利用停止や契約の解除をさせていただく場合があります。

※私書箱またはバーチャルオフィスの住所は活動拠点地としてのご利用はできません。